

赤字・下線部が改正部分です。

紫波町スポーツ施設条例

平成15年12月25日条例第33号

改正 平成18年12月15日条例第27号

平成25年12月12日条例第23号

平成31年3月8日条例第2号

令和6年12月 日条例第 号

紫波町総合体育館条例（昭和54年紫波町条例第33号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツの普及と振興を図るとともに、スポーツによる人と人との交流を促進し、もって町民の健康と福祉の増進に寄与するため、スポーツ施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
紫波町総合体育館	紫波町桜町字下川原100番地
紫波町多目的スポーツ施設	紫波町紫波中央駅前二丁目1番地1
<u>紫波町スポーツ交流施設</u>	<u>紫波町桜町字下川原100番地</u>

（指定管理者による管理）

第3条 スポーツ施設の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務等）

第4条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第8条の許可及び第10条の許可の取消し等に係る業務
- （2） 第11条第2項の規定によりスポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収すること。
- （3） スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、第6条の休館日又は第7条の開館時間について、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、当該休館日又は開館時間を変更することができる。

3 利用料金は、第11条第1項の使用料の額の範囲内において、当該指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

4 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

5 指定管理者が行う利用料金の免除又は不還付については、第12条又は第13条中「町長」又は「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えて、第12条又は第13条の規定を適用する。

(職員)

第5条 スポーツ施設に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 スポーツ施設の休館日は、12月28日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第7条 スポーツ施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第8条 スポーツ施設を使用しようとする者は、教育委員会（指定管理者が第4条第1項第1号の許可に係る業務を行う場合は、指定管理者。次項及び第3項並びに第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、スポーツ施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上適当でないとき。

3 教育委員会は、スポーツ施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第9条 スポーツ施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為を行うこと。
- (2) 許可を受けずに紙若しくははり札をし、又は印刷物を配布すること。
- (3) 指定された場所以外で喫煙し、又は飲食すること。

- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 許可を受けた目的以外に使用すること。
- (6) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用の許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の許可を取り消し、当該許可の内容を変更し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止若しくはスポーツ施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第8条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
- (4) スポーツ施設の管理上必要があると認めるとき。
- (5) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第11条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料（指定管理者が第4条第1項第2号の規定により利用料金を徴収する場合は、利用料金。次項において同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、許可の際に徴収する。

(使用料の免除)

第12条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第10条第4号又は第5号の規定により教育委員会が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他町長が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第14条 故意又は過失によりスポーツ施設の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、第11条から第13条までについては町長が、スポーツ施設の管理その他については教育委員会が、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 紫波町勤労者総合スポーツ施設条例（平成11年紫波町条例第10号）は、廃止する。

附 則（平成18年12月15日条例第27号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月12日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 7 第9条の規定による改正後の紫波町スポーツ施設条例による使用料の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月8日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

第13条 第14条の改正による改正後の紫波町スポーツ施設条例による使用料の規定は、施行日以後に許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

- 1 普通使用料

（1）1時間までごとに

区分			使用料（1時間までごとに）		
			全面	半面	
総合体育館	主競技場及び柔	入場料等を徴収	児童・生徒	330円	160円
		しない場合	一般	660円	330円

	剣道室	入場料等を徴収	児童・生徒	1,650円	820円
		する場合	一般	3,300円	1,650円
	卓球室		児童・生徒		550円
			一般		1,100円
	研修室			440円	
	会議室（1室につき）			220円	
多目的スポーツ施設	多目的グラウンド	入場料等を徴収	児童・生徒	1,040円	520円
		しない場合	一般	2,090円	1,040円
		入場料等を徴収	児童・生徒	2,610円	1,310円
		する場合	一般	5,230円	2,610円
	軽運動室		児童・生徒		410円
			一般		830円
<u>スポーツ交流施設</u>	<u>会議室</u>			<u>440円</u>	

(2) 2時間までごとに

<u>区分</u>			<u>使用料（2時間までごとに）</u>
<u>総合体育館</u>	<u>トレーニング室</u>	<u>高校生</u>	<u>50円</u>
		<u>一般</u>	<u>110円</u>
<u>スポーツ交流施設</u>	<u>トレーニング室</u>	<u>高校生</u>	<u>160円</u>
		<u>一般</u>	<u>330円</u>

(3) 1月ごとに

<u>区分</u>			<u>使用料（1月ごとに）</u>
<u>スポーツ交流施設</u>	<u>トレーニング室</u>	<u>高校生</u>	<u>1,300円</u>
		<u>一般</u>	<u>2,600円</u>
	<u>クラブハウス（1団体あたり）</u>		<u>365,000円</u>

(4) 1年ごとに

<u>区分</u>			<u>使用料（1年ごとに）</u>
<u>スポーツ交流施設</u>	<u>トレーニング室</u>	<u>高校生</u>	<u>9,400円</u>

設	一般	18,800円
---	----	---------

注1 「入場料等を徴収する場合」とは、使用者が入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 総合体育館卓球室及び多目的スポーツ施設軽運動室の個人使用については、この表の使用料の額にかかわらず、2時間までごとに小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒は50円、一般は110円とする。

3 高齢者体育室及び幼児体育室の個人使用については、2時間までごとに50円とする。

4 許可された時間を超えたとき又は使用時間外において使用するときの使用料は、その超えた時間1時間につき、この表の使用料の額の1.5倍に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

5 使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 使用料区分における「クラブハウス」とは、スポーツ交流施設のエントランスより北側（2階を含む）をいう。

7 スポーツ交流施設クラブハウスの利用については、スポーツ交流施設を常態的に利用する団体で、かつ町のスポーツ振興に資する団体に限る。

2 特別使用料

(1) 電気料及び暖房料

電気又は暖房を使用する場合においては、実費を基準として町長が定める額を別に徴収する。

(2) 設備使用料

附属の施設又は設備を使用する場合においては、1件又は1式につき、1時間までごとに2,000円の範囲内で町長が定める額を別に徴収する。

(3) 町外居住者の使用料

町外（矢巾町を除く。以下同じ。）に居住する者（法人又は団体にあつては、事務所の所在地が町外である者）が使用する場合においては、普通使用料の2倍に相当する額を別に徴収する。ただし、総合体育館及びスポーツ交流施設のトレーニング室を除く。

備考 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。